

長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成19年2月

(平成27年6月変更)

(平成30年2月変更)

長 野 県

長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画目次

| | | |
|-----|--|----|
| 第1章 | PCB 廃棄物処理計画の基本的事項 | 1 |
| 1 | 処理計画策定の背景 | 1 |
| (1) | ポリ塩化ビフェニルの歴史 | 1 |
| (2) | 北海道における PCB 廃棄物広域処理事業に係る経緯（高濃度 PCB 廃棄物の処理） | 2 |
| (3) | 微量の PCB に汚染された廃棄物の処理に係る経緯（低濃度 PCB 廃棄物の処理） | 3 |
| (4) | 計画策定・変更 | 3 |
| 2 | 目的 | 5 |
| 3 | 基本方針 | 5 |
| (1) | 処理施設・処分期間 | 5 |
| (2) | 総合的・計画的な処理 | 6 |
| (3) | 適正保管の徹底 | 6 |
| 4 | 計画期間 | 6 |
| 5 | 計画の対象地域 | 6 |
| 6 | 計画の対象となる PCB 廃棄物等 | 6 |
| 7 | 計画の見直し | 6 |
| 第2章 | PCB 廃棄物等の現状と処分量の見込み | 7 |
| 1 | PCB 廃棄物等の現状 | 7 |
| (1) | PCB 廃棄物の保管量 | 7 |
| (2) | PCB 使用製品の使用量 | 7 |
| (3) | PCB 廃棄物の処分量 | 8 |
| 2 | 保管量、発生量（使用量）及び処分量の見込み | 9 |
| (1) | PCB 廃棄物及び PCB 使用製品 | 9 |
| (2) | 実態把握による処分量の見直し | 9 |
| (3) | 保管量、発生量及び処分量の見込み | 10 |
| 第3章 | PCB 廃棄物の処理体制の確保 | 11 |
| 1 | 処理体制の現状 | 11 |
| (1) | 保管事業者の責任による処理 | 11 |
| (2) | 国による広域処理施設の整備 | 11 |
| (3) | 処理が実施されている PCB 廃棄物 | 12 |
| 2 | PCB 廃棄物の処理技術 | 12 |
| (1) | 処理技術の開発 | 12 |
| (2) | 処理方式 | 13 |
| (3) | 北海道事業における処理方式 | 13 |
| 3 | PCB 廃棄物の卒業判定基準 | 13 |
| 4 | 処理体制の確保のための方策 | 14 |

| | |
|--|-----------|
| (1) 適正な保管のための方策 | 14 |
| (2) 適正な収集運搬のための方策 | 14 |
| (3) 北海道事業における効率的な処理体制の確保のための方策 | 15 |
| (4) 低濃度 PCB 廃棄物の処理体制確保のための方策 | 15 |
| 第4章 PCB 廃棄物の適正処理の推進 | 16 |
| 1 計画的な処理を推進するための方策 | 16 |
| 2 適正処理推進のための実態把握、監視、指導等 | 17 |
| (1) 実態把握等 | 17 |
| (2) 監視、指導等 | 17 |
| 3 関係地方公共団体との連携 | 17 |
| 4 県民及び事業者の理解を深めるための方策 | 17 |
| (1) 総合的な普及啓発 | 17 |
| (2) 情報公開システムの活用 | 18 |
| 5 PCB 廃棄物処理基金による中小企業者等への支援 | 18 |
| 6 使用中の PCB を含む電気機器の転換指導等 | 19 |
| 7 事業者求められる役割と責務 | 19 |
| (1) 保管事業者 | 19 |
| (2) 所有事業者 | 19 |
| (3) 収集運搬事業者 | 19 |
| 8 その他の重要事項 | 19 |
| (1) 低濃度 PCB 廃棄物の処理 | 19 |
| (2) PCB 廃棄物処理事業を通じた広域的連携によるリサイクルの推進 | 19 |
| (3) 地元地方公共団体への協力 | 20 |
| (4) 県が保有する PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の処分委託及び廃棄 | 20 |
| (5) PCB 廃棄物処理計画の進捗管理 | 20 |
| (参考) | |
| 用語 | 21 |
| 読み替え文書一覧表 | 24 |

第 1 章 PCB 廃棄物処理計画の基本的事項

1 処理計画策定の背景

(1) ポリ塩化ビフェニルの歴史

ア 幅広い用途で使用

ポリ塩化ビフェニル（以下特に注記を要する場合を除き本文中において「PCB」という。）は、化学的に安定しており、電気絶縁性が良いこと、沸点が高いこと、不燃性であることなどの性質を有することから、変圧器、コンデンサー等の電気機器の絶縁油、感圧複写紙（いわゆるノーカーボン紙）など幅広い用途で使用されてきました。

イ 毒性が社会問題化

しかし、昭和 43 年のカネミ油症事件の発生をきっかけとして、その毒性が社会問題化し、昭和 47 年に国の行政指導によって、製造中止や使用者による保管が義務付けられました。

ウ 使用禁止と適正保管

また、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）に基づき、昭和 49 年 6 月からは、その製造、輸入及び使用が原則禁止されました。以降、使用が終えた PCB 使用製品は PCB 廃棄物（PCB 原液、PCB を含む油又は PCB が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの）として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下本文中において「廃棄物処理法」という。）に基づき、その PCB 廃棄物を保管する事業者等に適正な保管が義務付けられています。

エ PCB 廃棄物の処理

PCB 廃棄物の処理については、昭和 62 年から平成元年にかけて一部の製造者において、高温焼却法により国内初の処理が行われました。こうした中、全国 39 か所で処理施設の設置が検討されましたが、焼却処理に伴う排ガス等に対する懸念等から、実現には至りませんでした。この結果、我が国においては、約 30 年にもわたり PCB 廃棄物の長期保管が続いていました。

オ スtockホルム条約

一方、国際的には、残留性有機汚染物質（POPs）による地球環境汚染を防止するため、PCB を含む 12 種類の残留性有機汚染物質の全廃を内容とする「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が平成 13 年 5 月に採択され、我が国は平成 14 年 8 月にこの条約を締結しています。この条約では、PCB に関し、平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分などが定められています。

カ 特別措置法制定

このような状況を踏まえ、平成 13 年 6 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号。以下本文中において「特別措置法」という。）が制定され、我が国における PCB 廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、平成 28 年 7 月末までに、確実かつ適正な処理を推進することとされました。

(2) 北海道における PCB 廃棄物広域処理事業に係る経緯（高濃度 PCB 廃棄物の処理）

ア 北海道 PCB 廃棄物適正処理基本方針（北海道）

北海道においては、平成 14 年に「北海道 PCB 廃棄物適正処理基本方針」を定め、関係機関とともに PCB 廃棄物の処理の推進に努め、平成 14 年 5 月には、鉄鋼業を中心としたリサイクル産業などの科学技術の集積がある室蘭市での環境事業団の処理施設の立地について、北海道知事から環境大臣に要請が行われました。その後、室蘭市において十数回に及ぶ市民説明会や「室蘭市 PCB 処理安全市民委員会」が開催され、また、平成 14 年 11 月には、北海道と室蘭市が共催でシンポジウムを開催し、道民や市民の理解に努めました。

イ PCB 廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方（室蘭市）

室蘭市においては、平成 14 年 12 月に「PCB 廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方」をとりまとめ、処理施設の受入条件を提示しながら早急に立地を行うことを、国と北海道に要請しました。

ウ 北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画

これを受けて、国においては、北海道において行う PCB 廃棄物の広域処理事業（以下本文中において「北海道事業」という。）の検討がなされ、平成 15 年 2 月に環境事業団による「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」に係る環境大臣の認可がなされました。

エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（国）

また、国は、特別措置法に基づき、全国的な PCB 廃棄物の施設整備の方向を明らかにする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下本文中において「基本計画」という。）を平成 15 年 4 月に策定しました。

オ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（北海道）

北海道においては、特別措置法第 7 条に基づき「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定しました。

カ 環境省からの事業地域拡大要請（15 県）

その後、東北、北関東、北陸及び甲信越の 15 県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県。以下本文中において「15 県」という。）においては、広域処理施設設置の目処が立たない状況となったため、平成 15 年 11 月に、環境省から、北海道及び室蘭市に対して、15 県を加えた地域を対象とする事業地域拡大の要請が行われました。

キ 北海道事業での受入を要望（長野県）

本県としても、環境事業団により新潟県内において進められてきた北関東及び甲信越 6 県における広域処理施設について、平成 14 年 8 月に住民の理解が得られないことから設置が見送られ、今後も広域処理施設の立地の目処がたたないことから、平成 16 年 1 月に北海道に対して、当県の PCB 廃棄物について、北海道事業での受入を要望しました。

ク 北海道と室蘭市の対応

これに対し、北海道及び室蘭市では、室蘭市において二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、北海道内 PCB 廃棄物の処理を行うに当たり、環境事業団

から示された様々なリスクを想定した多重の安全対策などの実施や処理計画に基づく安全方策の推進により、安全性は確保されとの考えを基本とし、さらに、北海道や室蘭市が考える処理時や収集運搬時における安全対策を追加することにより、処理事業が拡大した場合でも安全性は確保されとの判断から、安全を確保するための受入条件の承諾を前提に、平成 16 年 3 月、国からの要請や 15 県からの要望を受諾することとなりました。

ケ 基本計画変更

これを受けて、国は、平成 16 年 5 月に基本計画を変更し、北海道事業の対象地域を北海道及び 15 県としました。

コ PCB 廃棄物処理事業の承継

また、日本環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号。現在は「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に名称変更）の制定により、環境事業団の PCB 廃棄物処理事業は、平成 16 年 4 月から、PCB 廃棄物処理を行う唯一の機関として、国の全額出資により設立された日本環境安全事業株式会社（現在は「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に名称変更、以下本文中において「JESCO」という。）に承継され、北海道事業の実施については、同年 6 月 30 日に JESCO の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で、環境大臣の認可がなされています。

サ 北海道事業に係る広域協議会

また、平成 16 年 7 月には、北海道、15 県及び室蘭市からなる「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会」（以下本文中において「広域協議会」という。）が設置され、PCB 廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、PCB 廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとなりました。

シ JESCO による処理

その後、国は JESCO を活用して PCB 廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成 20 年から北海道事業による処理が始まりました。また、平成 25 年から北海道事業による安定器等の処理も始まりました。

(3) 微量の PCB に汚染された廃棄物の処理に係る経緯（低濃度 PCB 廃棄物の処理）

特別措置法施行後の平成 14 年に、PCB を使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量の PCB が検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成 21 年に廃棄物処理法において無害化処理認定制度の対象に微量の PCB に汚染された廃棄物が追加されました。

その後、当該制度を活用して微量の PCB に汚染された廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成 22 年から処理が始まりました。

このほか、微量の PCB に汚染された柱上変圧器については、平成 13 年から電力会社が自社処理に取り組んでいます。

(4) 計画策定・変更

本県は、北海道事業において県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進し、県民が安全で安心のできる生活環境の保全を図るため、長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下本文中において「本処理計画」という。）を平成 19 年 2 月

に策定しました。

世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による PCB 廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成 28 年 3 月末までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となっていました。

そのため、国は今後の PCB 廃棄物の適正処理推進策について「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」による検討を行い、平成 24 年 12 月に特別措置法施行令第 3 条が改正され、処分期間が平成 39 年 3 月 31 日まで延長されました。

また、国は高濃度 PCB 廃棄物（表－1 脚注のとおり。以下この項において同じ。）の一日も早い処理に向けて、JESCO の全国 5 か所の PCB 処理事業所の能力を最大限活用し、従来の事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理完了期限を延長することなどについて、処理施設立地自治体の承諾を得て、平成 26 年 6 月に基本計画を変更し、PCB 廃棄物を保管する事業者（以下本文中において「保管事業者」という。）が JESCO に対し、高濃度 PCB 廃棄物の処分委託を行う期限として、特に北海道事業における広域処理施設では平成 35 年度末を計画的処理完了期限（保管事業者が JESCO に対し処分委託を行う期限をいう。以下本文中において同じ。）としました。

これを受け、本県は、国の基本計画に即して本処理計画の見直しを行い、平成 27 年 6 月に必要な事項の変更を行いました。

しかしながら、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、高濃度 PCB 廃棄物の計画的処理完了期限内の処理の達成が決して容易でないことから、国は特別措置法を平成 28 年 8 月に改正しました。

これにより、計画的処理完了期限よりも 1 年前の時点で処分期間を設定し、この処分期間内に高濃度 PCB 廃棄物の処分を保管事業者に、高濃度 PCB 使用製品（特別措置法第 2 条第 4 項に規定する製品をいう。以下本文中において同じ。用語参照。）の廃棄を所有事業者（当該 PCB 使用製品を使用する事業者をいう。以下本文中において同じ。）にそれぞれ義務付けるとともに、都道府県知事（政令で指定する市（県内では長野市が該当）にあっては市長）による報告徴収、立入検査の権限強化及び処分の代執行等の規定が整備されました。

一方、電気事業法（昭和 39 年）においては、昭和 51 年 10 月から PCB を使用した電気工作物を新規に施設することが禁止される一方で、その時点で既に設置されていた PCB 使用電気工作物（電気工作物に該当する PCB 使用製品（特別措置法第 2 条第 3 項に規定する製品をいう。以下本文中において同じ。）をいう。以下本文中において同じ。）については、適切な管理の下で引き続き使用することが認められていました。

しかしながら、施設後約 25 年を経過しても依然として相当量の PCB 使用電気工作物が使用され、設備の経年劣化も懸念されていたことから、特別措置法の制定と併せて、平成 13 年 10 月 15 日に電気事業法電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）が改正され、PCB 使用電気工作物を設置する電気事業者等に、その使用及び廃止の状況について国に対し届け出ることが義務付けられました。

さらに平成 28 年の特別措置法の改正と併せて、高濃度の PCB 使用電気工作物については、電気事業法に基づく経済産業省令（電気関係報告規則及び電気設備に関

する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び電気関係報告規則）等の改正により、処分期間までに、確実にその使用を廃止するとともに、管理状況の届出等が義務付けられました。

国は、このような認識の下、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年7月に基本計画を変更しました。

これを受け、本県は、今回、変更された基本計画に即して本計画の見直しを行い、必要な事項の変更を行うこととしました。

2 目的

特別措置法において、国は PCB 廃棄物の適正な処理を推進するため基本計画を策定すること、都道府県は国の基本計画に即して PCB 廃棄物処理計画を策定することが義務付けられています。

本処理計画は、PCB 廃棄物の適正な保管及び確実な処理の推進により、PCB 廃棄物による環境汚染を防止し、県民の安心、安全な生活を確保することを目的とし、特別措置法第7条の規定により策定するものとします。

3 基本方針

次の事項を基本方針として、PCB 廃棄物の適正処理を推進します。

(1) 処理施設・処分期間

県内において保管されている PCB 廃棄物又は所有されている高濃度 PCB 使用製品について、表－1のとおり、期限内に処理又は廃棄を行うこと。

表－1 PCB 廃棄物の処理施設及び処分期間

| 廃棄物の種類 | | 処理施設 | 処分期間 |
|---------------------------|-----------------------------|--|------------|
| 高濃度 PCB 廃棄物※ ¹ | 大型変圧器・コンデンサー等※ ³ | 北海道事業における広域処理施設（JESCO） | 平成34年3月31日 |
| | 安定器及び汚染物等※ ⁴ | 北海道事業における広域処理施設 | 平成35年3月31日 |
| 低濃度 PCB 廃棄物※ ² | | 特別管理産業廃棄物処理施設※ ⁵ 無害化処理認定施設※ ⁶ | 平成39年3月31日 |

※1 特別措置法第2条第2項に規定する廃棄物（以下本文中において「高濃度 PCB 廃棄物」という。用語参照）

※2 PCB 廃棄物のうち高濃度 PCB 廃棄物を除くもの（以下本文中において「低濃度 PCB 廃棄物」という。）

※3 北海道事業の対象となる大型変圧器・コンデンサー等が廃棄物となったもの（以下本文中において「大型変圧器・コンデンサー等」という。）

※4 北海道事業の対象となる低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等の PCB 汚染物（以下本文中において「安定器及び汚染物等」という。）

※5 廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業の許可を受けた事業者の処理施設

※6 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定を受けた事業者の処理施設

(2) 総合的・計画的な処理

本計画の策定を通じ、具体的な方策、関係者の責務や役割分担等を明らかにし、本県の PCB 廃棄物処理を総合的かつ計画的に実施すること。

(3) 適正保管の徹底

PCB 廃棄物の処理が完了するまでの間は、適正保管の徹底を図ること。

4 計画期間

本処理計画の期間は、計画策定時である平成 19 年 2 月から特別措置法に基づく処分期間である平成 39 年 3 月末までとします。

5 計画の対象地域

本処理計画の対象となる地域は、長野県内全域とします。

6 計画の対象となる PCB 廃棄物等

PCB 廃棄物の最終的な総量を見込むためには、計画策定（変更を含む）時において把握している PCB 廃棄物の総量に、同時点において使用されている PCB 使用製品（今後発生する PCB 廃棄物）を加えて見込む必要があります。

そのため、県内全域に保管されている PCB 廃棄物及び使用されている PCB 使用製品を本処理計画の対象とします。

7 計画の見直し

本処理計画は、国の基本計画の見直しや北海道事業の進捗状況、本県の PCB 廃棄物処理に関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 PCB 廃棄物等の現状と処分量の見込み

1 PCB 廃棄物等の現状

(1) PCB 廃棄物の保管量

保管事業者は、毎年度末の PCB 廃棄物の保管状況等を翌年度の 6 月 30 日までに知事（保管場所が長野市内の場合は長野市長。以下本文中において「知事又は長野市長」という。）に届け出なければならないとされており（特別措置法第 8 条）、これにより、保管事業者が保管する PCB 廃棄物の量（以下本文中において「保管量」という。）を把握することができます。

これは、PCB 廃棄物の適正な処理を行うために必要不可欠な届出であり、違反した者は 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとなっています（特別措置法第 34 条）。

また、PCB 廃棄物を保管する事業場に変更のあったときや全ての PCB 廃棄物を処分又は全ての高濃度 PCB 使用製品を廃棄したとき等は、知事又は長野市長に届け出なければならないこととなっています（特別措置法第 8 条第 2 項、第 10 条第 2 項等）。

特別措置法に基づき、保管事業者から届出された種類別の保管事業場数及び保管量は、表-2 のとおりです。

表-2 PCB 廃棄物の保管状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

| 廃棄物の種類 | 高濃度 | | 低濃度 | |
|----------|------|-----------|------|--------------|
| | 事業場数 | 保管量 | 事業場数 | 保管量 |
| 変圧器 | 11 | 187 台 | 259 | 515 台 |
| コンデンサー | 250 | 1080 台 | 143 | 961 台 |
| 柱状変圧器 | 1 | 1 台 | 12 | 21,123 台 |
| 安定器 | 101 | 13,917 個 | | |
| 廃 PCB 原液 | 1 | 9.3 kg | 7 | 497.4 kg |
| PCB を含む油 | 3 | 86.05 kg | 32 | 40,167 kg |
| 感圧複写紙 | 2 | 194.2 kg | 2 | 2.77 kg |
| ウエス | 10 | 88.25 kg | 13 | 3202.6 kg |
| 汚泥 | 1 | 58.5 kg | 5 | 1984.5 kg |
| その他機器等 | 23 | 15,327 kg | 269 | 438,861.4 kg |

(注) 変圧器等が台数（個数）で計上できないもの、PCB 等が重量で計上できないものについては、事業場数のみ計上した。PCB 原液、PCB を含む油、感圧複写紙、ウエス及び汚泥のうち、体積で計上されたものについては、1L=1kg として重量に換算して集計した。（以下表-3～表-6 において同じ。）

(2) PCB 使用製品の使用量

高濃度 PCB 使用製品（高濃度 PCB 使用電気工作物を除く。以下本文中において同じ。）の所有事業者は、毎年度末の使用状況等を翌年度の 6 月 30 日までに知事又は長野市長に届け出なければならないとされており（特別措置法第 19 条において準用する第 8 条）これにより、所有事業者が使用する高濃度 PCB 使用製品の量を把握することができます。

す。

これは、知事又は長野市長が高濃度 PCB 使用製品の存在を把握し、所有事業者に対して早期の交換を促し、廃棄物となった後に適正な処理を行わせるために必要不可欠な届出であり、違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます(特別措置法第34条)。

また、現時点では特別措置法に規定はありませんが、低濃度 PCB 使用製品(PCB 使用製品のうち、高濃度 PCB 使用製品を除くものをいう。以下本文中において同じ。)についても、所有事業者に対し、毎年度末の使用状況等を翌年度の6月30日までに知事又は長野市長に届け出るよう指導しています。

特別措置法に基づき、所有事業者から届出された種類別の使用事業場数及び使用量は、表-3のとおりです。

表-3 PCB 使用製品の使用状況(平成29年3月31日現在)

| 種類 | 高濃度 | | 低濃度 | |
|--------|------|---------|------|------------|
| | 事業場数 | 使用量 | 事業場数 | 使用量 |
| 変圧器 | 3 | 5 台 | 132 | 554 台 |
| コンデンサー | 16 | 25 台 | 17 | 24 台 |
| 柱状変圧器 | 0 | 0 台 | 8 | 1,281 台 |
| 安定器 | 24 | 2,456 個 | | |
| その他機器等 | 0 | 0 kg | 95 | 211,707 kg |

(注) 柱上変圧器の使用量は、中部電力株式会社の電力供給区域(愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、長野県の全部又は一部区域)で使用しているもののうち、微量の PCB が含まれている可能性のある台数。

(3) PCB 廃棄物の処分量

これまでに JESCO が実施する北海道事業における、本県から排出された PCB 廃棄物の処分量は、表-4のとおりです。(変圧器、コンデンサー等は平成20年度から、安定器及び汚染物等は平成25年度から処理が開始されました。)

表-4 PCB 廃棄物の処分状況(平成29年3月31日現在)

| 年 度 | 大型変圧器等 | 大型コンデンサー等 | 安定器及び汚染物等 |
|-------|--------|-----------|-----------|
| 平成20年 | 0 台 | 20 台 | |
| 平成21年 | 5 台 | 192 台 | |
| 平成22年 | 22 台 | 214 台 | |
| 平成23年 | 16 台 | 324 台 | |
| 平成24年 | 19 台 | 730 台 | |
| 平成25年 | 2 台 | 772 台 | 14,455 kg |
| 平成26年 | 8 台 | 467 台 | 75,947 kg |
| 平成27年 | 14 台 | 488 台 | 51,293 kg |
| 平成28年 | 5 台 | 396 台 | 55,168 kg |

2 保管量、発生量（使用量）及び処分量の見込み

(1) PCB 廃棄物及び PCB 使用製品

PCB は、化学物質の審査及び製造の規制等に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）により、昭和 49 年にその製造、輸入及び新たな使用が禁止されました。

しかし、昭和 49 年以前から使用されているもののうち高濃度 PCB 使用製品については特別措置法により、高濃度 PCB 使用電気工作物については電気事業法に基づく関係省令により、それぞれ処分期間までに廃止することが義務付けられましたが、低濃度 PCB 使用製品については法的規制がなく、現時点でも低濃度の変圧器、コンデンサーなどが使用されています。

これら低濃度 PCB 使用製品は、特別措置法に基づく処分期間である平成 39 年 3 月末までに順次使用が中止され、低濃度 PCB 廃棄物として新たに発生することが見込まれます。

今後、PCB 使用製品の使用が中止され、PCB 廃棄物として新たに発生することが見込まれる量（以下本文中において「発生量」という。）については、特別措置法に基づく届出によって把握した PCB 使用製品及び電気事業法電気関係報告規則（昭和 40 年通産省令第 54 号）に基づく報告によって把握した PCB 使用電気工作物の使用量を基に推計し、保管量と発生量の合計を処分量として見込むものとします。（PCB 廃棄物の保管量+PCB 廃棄物の発生量=処分の総量）

(2) 実態把握による処分量の見直し

特別措置法において毎年度の届出が義務付けられているのは、保管事業者及び高濃度 PCB 使用製品の所有事業者（以下本文中において「保管事業者及び所有事業者」という。）のみです。

高濃度 PCB 使用電気工作物又は低濃度 PCB 使用製品の所有事業者の場合には特別措置法による届出義務が生じませんので、「当該所有事業者が使用している高濃度 PCB 使用電気工作物及び低濃度 PCB 使用製品」については把握できないこととなります。

このため、電気事業法電気関係報告規則において報告が義務付けられている、PCB を絶縁油に使用する電気工作物の設置状況に関する報告情報について、同報告の所轄官庁である中部近畿産業保安監督部から報告情報の提供を得て、その使用状況を把握した使用事業場数及び使用量は、表－5 のとおりです。

表－5 電気事業法電気関係報告規則に基づく PCB 使用製品の使用状況
(平成 29 年 3 月 31 日現在)

| 種類 | 高濃度 | | 低濃度 | |
|--------|------|-------|------|---------|
| | 事業場数 | 使用量 | 事業場数 | 使用量 |
| 変圧器 | 5 | 6 台 | 361 | 1,084 台 |
| コンデンサー | 77 | 190 台 | 16 | 17 台 |

県内には電気工作物を設置する事業所等が多数存在し、電気事業法電気関係報告規則に基づく報告又は特別措置法に基づく届出がされていない可能性があります。そのため、表－5 の PCB 使用電気工作物について、実際に使用している実態等を把握するための調査を行っており、使用の実態が確認できれば特別措置法に基づく届出に準じ

た任意の手続を依頼し、調査の過程で PCB 廃棄物を新たに確認した場合には、特別措置法に基づく届出を指導するとともに、調査結果を基に、必要に応じ処分量を見直すこととします。

(3) 保管量、発生量及び処分量の見込み

本処理計画の計画期間である平成 39 年 3 月末までの県内の PCB 廃棄物の保管量、発生量及び処分量を、表-6 のとおり見込むこととします。

なお、上記(2)に記載のとおり、事業者が使用している高濃度 PCB 使用電気工作物及び低濃度 PCB 使用製品を見込むため、変圧器及びコンデンサーの発生量は電気事業法電気関係報告規則に基づく届出により把握した量とします。

表-6 PCB 廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

| 濃度区分 | 種類 | 保管量 | 発生量 (使用量) | 処分量見込 |
|--------|--------------|------------|--------------|-----------|
| 高濃度 | 変圧器 | 187 台 | 6 台 | 193 台 |
| | コンデンサー | 1,080 台 | 190 台 | 1,270 台 |
| | 柱状変圧器 | 1 台 | 0 台 | 1 台 |
| | 安定器 | 13,917 台 | 2,456 台 | 16,373 台 |
| | 廃 PCB 原液 | 9.3 kg | | 9.3 kg |
| | PCB を含む油 | 86.05 kg | | 86.05 kg |
| | 感圧複写紙 | 194.2 kg | | 194.2 kg |
| | ウエス | 88.25 kg | | 88.25 kg |
| | 汚泥 | 58.5 台 | | 58.5 台 |
| | その他機器等 | 15,327 kg | 0 kg | 15,327 kg |
| 低濃度 | 変圧器 | 515 台 | 1,084 台 | 1,599 台 |
| | コンデンサー | 961 台 | 17 台 | 978 台 |
| | 柱状変圧器 | 21,123 台 | | 21,123 台 |
| | 廃 PCB 原液 | 497.4 kg | | 497.4 kg |
| | PCB を含む油 | 40,167 kg | | 40,167 kg |
| | 感圧複写紙 | 2.77 kg | | 2.77 kg |
| | ウエス | 3206.6 kg | | 3206.6 kg |
| | 汚泥 | 1984.5 kg | | 1984.5 kg |
| その他機器等 | 438,861.4 kg | 211,707 kg | 650,568.4 kg | |

第3章 PCB 廃棄物の処理体制の確保

1 処理体制の現状

(1) 保管事業者の責任による処理

PCB 廃棄物は特別管理産業廃棄物であるため、その保管事業者の責任において確実かつ適正に処理されなければならない、その処理に当たっては、当該事業者が自ら処分するか、処分を処理業者に委託しなければならないとされています。

しかし、PCB 廃棄物を安全かつ確実に処理するためには、高度な技術と多額な設備投資が必要となるため、一部の民間事業者を除いては、自ら処分することは実質困難な状況にあります。

(2) 国による広域処理施設の整備

このような状況を踏まえ、国は、JESCO を活用した高濃度 PCB 廃棄物の拠点的な広域処理施設を表-7のとおり整備しました。

環境省の事業実施計画に係る認可については、平成13年11月に北九州事業が最初に認可され、その後、豊田事業、東京事業、平成15年2月19日には大阪事業と同時に北海道室蘭市における北海道事業が認可されました。

なお、北海道事業については、平成16年6月30日に、処理対象地域を拡大することについて認可されました。

さらに、平成25年9月に北海道事業における安定器及び汚染物等の処理が開始されました。

基本計画の変更に伴い、保管事業者が JESCO に対し処分委託を行う期限として計画的処理完了期限が設けられました。

また、発生量に含まれない廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、事業終了準備期間が設けられました。

さらに、一日も早い円滑な処理を行うため、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各処理施設の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとされました。

表-7 JESCO の高濃度 PCB 廃棄物の拠点的広域処理施設における処理体制

| 事業名 | 処理対象 | 事業対象地域 | 事業対象地域以外に保管されている処理対象物 | 処理能力 | 事業の時期 | |
|-----|---------------|--|---|----------------------|------------|------------|
| | | | | | 処分期間 | 計画的処理完了期限 |
| 北九州 | 大型変圧器・コンデンサー等 | A地域 | C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部 | 1.5t/日 (PCB分解量) | 平成30年3月31日 | 平成31年3月31日 |
| | 安定器及び汚染物等 | A地域、B地域及びC地域 (大阪事業所及び豊田事業所における処理対象物を除く。) | | 10.4t/日 (安定器及び汚染物等量) | 平成33年3月31日 | 平成34年3月31日 |
| 大阪 | 大型変圧器・コンデンサー等 | B地域 | C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部 | 2.0t/日 (PCB分解量) | 平成33年3月31日 | 平成34年3月31日 |

| | | | | | | |
|-----|---------------|------------------------------|----------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| | 安定器及び汚染物等 | B地域(小型電気機器の一部に限る) | | | 平成 33 年3月 31 日 | 平成 34 年3月 31 日 |
| 豊田 | 大型変圧器・コンデンサー等 | C地域 | B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部 | 1.6t/日(PCB分解量) | 平成 34 年3月 31 日 | 平成 35 年3月 31 日 |
| | 安定器及び汚染物等 | C地域(小型電気機器の一部に限る) | | | 平成 33 年3月 31 日 | 平成 35 年3月 31 日 |
| 東京 | 大型変圧器・コンデンサー等 | D地域 | C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部 | 2.0t/日(PCB分解量) | 平成 34 年3月 31 日 | 平成 35 年3月 31 日 |
| | 安定器及び汚染物等 | D地域(小型電気機器の一部に限る) | 北九州事業所及び大阪事業所から発生する廃粉末活性炭 | | 平成 35 年3月 31 日 | 平成 35 年3月 31 日 |
| 北海道 | 大型変圧器・コンデンサー等 | E地域 | | 1.8t/日(PCB分解量) | 平成 34 年3月 31 日 | 平成 35 年3月 31 日 |
| | 安定器及び汚染物等 | D地域及びE地域(東京事業所における処理対象物を除く。) | | 12.2t/日(安定器及び汚染物等量) | 平成 35 年3月 31 日 | 平成 36 年3月 31 日 |

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

(3) 処理が実施されている PCB 廃棄物

この拠点的広域処理施設では、高濃度 PCB 廃棄物の大部分を占める大型変圧器・コンデンサー等を処理対象物の中心とした処理が進められ、安定器及び汚染物等の処理施設が操業を開始してからは、これらの処理も進められてきました。

一方、低濃度 PCB 廃棄物は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度及び都道府県又は政令市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度を活用し、処理が進められています。

また、電力会社が保有する柱上変圧器及び柱上変圧器から抜き取った低濃度 PCB を含む油については、その電力会社が設置する自社処理施設において処理されています。

2 PCB 廃棄物の処理技術

(1) 処理技術の開発

PCB の処理技術及び分析技術に関する調査研究は、我が国においては 20 年ほど前から始められ、電気事業者や環境プラントメーカーを中心に新技術の開発が進められてきました。これらの技術が適正に開発され、利用できるよう、旧環境庁、旧通産省及

び旧厚生省が連携して、技術ヒアリングや実証試験等に基づき、専門家による厳正な技術評価が行われてきました。

(2) 処理方式

焼却を除く化学処理方式としては、次のようなものがあります。

ア 脱塩素化分解法

PCB とアルカリ剤等を反応させて、PCB の塩素を水素と置換してビフェニル等に分解する方法

イ 水熱酸化分解法

超臨界水（温度と圧力を調整して反応性を高めた水で、液体と気体の区別がつかない状態にした水）や超臨界水に近い水によって PCB を塩、水、二酸化炭素に分解する方法

ウ 還元熱化学分解法

還元雰囲気中の熱化学反応によって PCB を塩、燃料ガス等に分解する方法

エ 光分解法

紫外線で、PCB を構成している塩素を取り外して PCB を分解する方法

オ プラズマ分解法

アルゴンガス等のプラズマ（気体分子が高度に電離した状態）によって、PCB を二酸化炭素、塩化水素等に分解する方式

(3) 北海道事業における処理方式

大型変圧器・コンデンサー等の処理では脱塩素化分解法が採用され、処理能力は日量約 1.8 トン（PCB 分解量）となっています。

また、安定器及び汚染物等の処理ではプラズマ分解法が採用され、処理能力は日量約 12.2 トン（安定器及び汚染物等量）となっています。

3 PCB 廃棄物の卒業判定基準

PCB 廃棄物を処理した後のものが、PCB 廃棄物でなくなる基準（いわゆる PCB 卒業判定基準）は、表－8 のとおり定められています。（特別措置法施行規則第 2 条）

処理によってこの基準に該当するようになれば、当該廃棄物は、特別管理産業廃棄物ではなく、産業廃棄物として取り扱うことができます。

表－8 PCB 廃棄物の卒業判定基準

| 区 分 | 判 定 基 準 |
|----------------|--|
| 廃油 | 当該廃油に含まれる PCB の量が、試料 1 kg につき、0.5mg 以下であること |
| 廃酸又は廃アルカリ | 当該廃酸又は廃アルカリに含まれる PCB の量が、試料 1 リットルにつき、0.03mg 以下であること |
| 廃プラスチック類又は金属くず | 当該廃プラスチック類又は金属くずに PCB が付着していない、又は封入されていないこと |
| 陶磁器くず | 当該陶磁器くずに PCB が付着していないこと |
| 廃油、廃酸、廃アル | 当該処理したものに含まれる PCB の量が、検液 1 リットルにつ |

| | |
|------------------------------------|-------------------|
| カリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物（汚泥等） | き、0.003mg 以下であること |
|------------------------------------|-------------------|

4 処理体制の確保のための方策

(1) 適正な保管のための方策

保管事業者及び所有事業者は、特別措置法により前年度の保管及び処分等の状況について届出が義務付けられており、知事又は長野市長は、保管事業者及び所有事業者に対して、毎年度の届出を確実にを行うよう指導します。

また、必要に応じて立入検査等を行い、PCB 廃棄物の漏洩防止措置の実施等適正な保管について保管事業者の指導を行います。

処分期間までに処分がなされなかった場合や、保管状況が悪く、自然環境への漏出の可能性がある場合には、特別措置法による改善命令等の措置を講ずることが必要になります。

さらに、保管事業者の破産、死去及び相続等に起因して、高濃度 PCB 廃棄物を処分期間内に処分することが困難になった場合には、改善命令を経て、行政代執行を行うことができるとされています。（特別措置法第 13 条）

(2) 適正な収集・運搬のための方策

PCB 廃棄物の適正処理を推進していくためには、処理施設の安全性に加え、PCB 廃棄物の収集運搬の安全性の確保が重要です。

国においては、安全かつ効率的な PCB 廃棄物の収集運搬を確保できるよう必要な技術的事項を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下これらを本文中において「ガイドライン」という。）として策定しています。

北海道事業では処理対象地域が広いことから、運搬距離が長く、冬期間の積雪や路面の凍結による輸送リスクもあり、長距離輸送や地域特性を踏まえ十分な検討が必要です。

北海道の広域処理施設への収集運搬に当たっては、ガイドラインの遵守を基本とし、北海道における PCB 廃棄物の収集運搬の実務的な手引書として策定する「北海道 PCB 廃棄物収集運搬実務要領」等を踏まえ、運搬手段、運搬経路、収集・運搬業者等に対する指導方針及び緊急時の連絡体制等について、北海道及び関係県と協議、調整を行い、必要な情報の共有を図るとともに、連携して収集・運搬の状況の監視・指導や緊急時の対応を行います。

また、運搬経路、運搬途中の位置情報など、PCB 廃棄物の収集運搬に関する情報を収集、整理し、JESCO が設置する「PCB 処理情報センター」等を通じて広く提供することにより、適正な収集運搬を確保します。

さらに、安全な収集・運搬体制を確保するため、運搬経路の厳選、悪天候時の運行制限、GPS 等を利用した位置確認システムの導入など適切な運行管理システムの構築や密閉性の高い運搬容器の使用などによる漏洩防止対策が講じられるよう、国や JESCO

に要請するとともに、冬期間における交通障害に影響されず、処理施設において PCB 廃棄物の保管量を安定して確保できるよう、北海道及び他県と連携していきます。

(3) 北海道事業における効率的な処理体制の確保のための方策

北海道事業の処理対象地域は、変圧器・コンデンサーについては北海道及び本県を含む 15 県、安定器及び汚染物等については北海道及び 15 県に加え埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を含む 1 都 1 道 18 県と広大であることから、高濃度 PCB 廃棄物の効率的な収集・運搬及び処理が必要です。

このため、安全性を優先しながらも、保管事業者及び所有事業者の十分な理解が得られるよう収集・運搬に要する負担軽減にも留意し、次のとおり PCB 廃棄物の効率的な処理体制を確保します。

ア 計画的かつ効率的実施

処分期間までの処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、広域協議会での協議調整を経て策定される「処理実施計画」を踏まえ、本県の PCB 廃棄物の計画的かつ効率的な収集・運搬及び処理を進めます。

イ 事前周知の徹底

「処理実施計画」を踏まえ、処理予定の保管事業者及び所有事業者に対し、収集・運搬や処理の方法等について、事前に十分な周知を図ります。

ウ 状況に応じた処理

保管状況等により早期の処理が必要な場合は、適宜、関係機関と調整の上、処理実施計画によらず、収集運搬及び処理ができるものとします。

(4) 低濃度 PCB 廃棄物の処理体制確保のための方策

低濃度 PCB 廃棄物の処分に係る廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度及び都道府県又は政令市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度について周知を図り、処理を進めます。

第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進

1 計画的な処理を推進するための方策

平成20年から始まった北海道事業において、これまでは県が広域協議会及びJESCOと連携を図りながら、処理量の平準化や地域性を考慮し、計画的な搬入を行うこととしてきましたが、現在では、以下のような処理体制が確立されているため、保管事業者に対しては、この手順に従うよう指導を行います。

ア JESCOへ機器登録をする。(連絡先:03-5765-1197 東京都港区芝1-7-17)

イ 処理予定の前年度になったら、JESCOが開催する処理説明会(例年10月から11月頃に県内で開催され、機器登録事業者にはJESCOから通知が送付される。)へ出席し、

① JESCOとの処理委託契約手続き
② 中小企業者等に対する処理費用軽減制度 } 等の確認を行う。

なお、この説明会に欠席すると、原則として、翌年度において処理委託契約ができないので、注意すること。

ウ 処理予定の年度になって、JESCO及び収集運搬業者と処理委託契約を締結すると、JESCOと収集運搬業者が機器の搬出日を決定する。(決定した搬出日は収集運搬業者から連絡される。)

エ 保管する全てのPCB廃棄物の処理委託契約を締結した時点又は所有する全ての高濃度PCB使用製品を廃棄した時点から20日以内に、特別措置法第10条第2項の規定により「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書」を知事又は長野市長に提出する。

エ ウで締結した処理委託契約に基づき、収集運搬業者に機器を引き渡し、産業廃棄物管理票(以下本文中において「マニフェスト」という。)を交付する(又は電子マニフェストにより処理する)。

保管する高濃度PCB廃棄物(廃棄した高濃度PCB使用製品を含む。)を全て引き渡した場合は、オに進み、終わっていない場合は、ウに戻る。

オ マニフェストのE票が届いた翌年度になったら、特別措置法第8条第1項の規定により「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」を知事又は長野市長に提出し、全ての手続きが完了。

2 適正処理推進のための実態把握、監視、指導等

(1) 実態把握等

県内には電気工作物を設置する事業所等が多数存在し、電気事業法電気関係報告規則に基づく報告及び特別措置法に基づく届出がされていない可能性があります。そのため、第2章2(2)でも触れたように、知事又は長野市長は、未把握のPCB使用製品及びPCB廃棄物の保有状況を調査するとともに、中部近畿産業保安監督部から報告情報の提供を得て、特別措置法に基づく届出内容と照合し実態把握を行っています。

これらの取組において、未把握事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、必要な指導等を行います。

(2) 監視、指導等

保管事業場での保管における安全性の確保については、PCB廃棄物が特別管理産業廃棄物であることから、知事又は長野市長は、保管事業者が廃棄物処理法に定める「特別管理産業廃棄物保管基準」（廃棄物処理法施行規則第8条の13）を遵守するよう周知するとともに、必要に応じて立入検査により保管状況を確認し、保管中の漏洩等がないように必要な措置を講じるよう指導を行います。

また、変圧器、コンデンサー等の電気機器の型式等が判別できない、絶縁油中のPCB濃度の分析が未実施等の理由により、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物の区別がつかない場合には、分析及び適正処理が実施されるよう指導を行います。

収集運搬における安全性の確保については、知事又は長野市長は、保管事業者及び収集運搬業者に対し立入検査を行い、ガイドライン、廃棄物処理法に定める「特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」（廃棄物処理法施行令第6条の5）及び「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」等に従い、適正かつ安全に収集運搬が実施されるよう監視・指導を行います。

3 関係地方公共団体との連携

北海道事業の円滑な処理を確保するため、広域協議会が設置されています。また、広域協議会には平成28年度から埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が参加しています。本県は、広域協議会に参加し、JESCOとも十分連携しながら、収集運搬の方法、拠点の広域処理施設への搬入量の調整、緊急時の対応等について、北海道及び関係県と十分協議、調整を行い、高濃度PCB廃棄物の計画的かつ適正な収集運搬及び処理を推進します。

4 県民及び事業者の理解を深めるための方策

(1) 総合的な普及啓発

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、県民、保管事業者及び所有事業者の理解と協力が必要であることから、市町村や各種団体等と連携を図りながら、啓発パンフレットの配布やホームページの活用等により、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図ります。

また、保管事業者及び所有事業者から提出された特別措置法に基づく保管等の届出書を、縦覧等により広く公開する（特別措置法第12条）とともに、PCB廃棄物の収集運搬及び処理計画、処理の具体的な方法等PCB廃棄物の処理に関する情報について、

説明会の開催やホームページの活用等により広く提供し、県民及び事業者の理解の増進に努めます。

(2) 情報公開システムの活用

北海道事業では、JESCO が「PCB 処理情報センター」を設置し、処理施設の処理状況、環境モニタリング情報、高濃度 PCB 廃棄物の保管や収集運搬等の情報を総合的に管理するシステムが設けられ、インターネット等を通じて発信されることとなっています。

県としても、「PCB 処理情報センター」の情報を受け、県民及び事業者等に対して、広く情報を提供していきます。

5 PCB 廃棄物処理基金による中小企業者等への支援

産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法第 3 条により「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。PCB 廃棄物は、保管事業者がその処理の費用を負担しなければならないこととなり、中小企業者等もその例外ではありません。

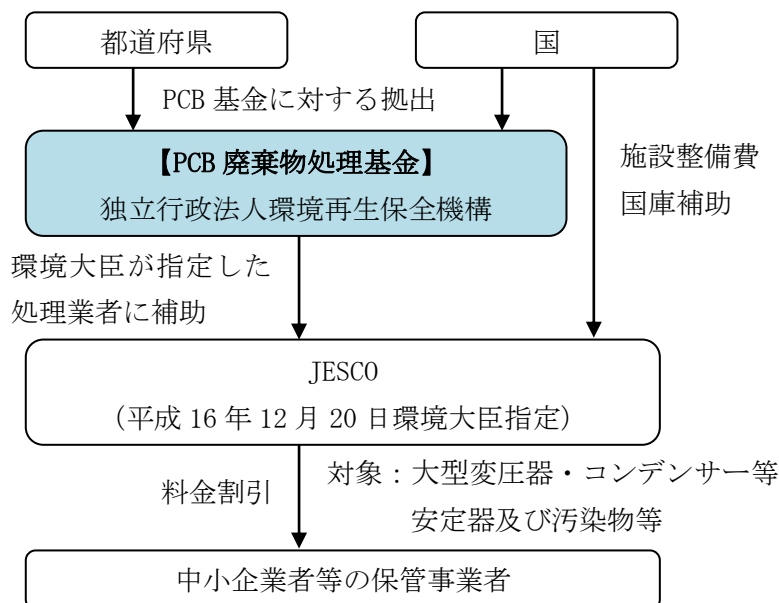
しかし、PCB 廃棄物については、無害化のためには高度な技術と多額な設備投資が必要となることから、その処理費用は高額となり、中小企業者等にとって経済的に大きな負担となります。

このため、国は、平成 13 年度に「PCB 廃棄物処理基金」を環境事業団（平成 16 年 4 月 1 日に独立行政法人環境再生保全機構に承継）内に造成し、この資金により、JESCO の高濃度 PCB 廃棄物処理事業及び環境大臣が指定する者が行う高濃度 PCB 廃棄物の処理事業において、中小企業者等が高濃度 PCB 廃棄物を処理する際に要する費用の一部を助成することとしています。

本県としても、当該基金の造成に係る都道府県負担分として所要の資金を拠出し、中小企業者等の負担軽減を図ることとしています。

PCB 廃棄物処理基金による中小企業者等への支援の仕組みについては、図－1 のとおりです。

図－1 PCB 廃棄物処理基金による中小企業者等への支援の仕組み



6 使用中の PCB を含む電気機器の転換指導等

県内の PCB 廃棄物が、特別措置法の処分期間内に確実に処理されるよう、保管事業者に対して期間内の処理について周知、徹底を図ります。

また、中部近畿産業保安監督部と連携して、PCB 使用電気工作物を使用する事業者に対しては、当該 PCB 使用電気工作物を計画的に代替品へ転換し、期間内に処理をするよう周知、指導に努めるほか、必要な制度的措置を国に要望していくこととします。

なお、高濃度 PCB 使用電気工作物については、第 2 章 2 (1) のとおり、電気事業法に基づく届出が義務付けられています。また、平成 28 年度の同法改正に伴い、当該電気工作物は処分期間までの廃棄が義務付けられました。

7 事業者求められる役割と責務

(1) 保管事業者

保管事業者は、本処理計画に定められた処分期間までに PCB 廃棄物を確実にかつ適正に処理する必要があります。

また、処理が完了するまでの間は、PCB 廃棄物を適正に保管するとともに、前年度における保管及び処分等の状況を翌年度の 6 月末までに、PCB 廃棄物を保管する事業場に変更のあったときや全ての PCB 廃棄物を処分又は全ての高濃度 PCB 使用製品を廃棄したとき等には、所定の期限までに知事又は長野市長に届け出る必要があります。

(2) 所有事業者

現在高濃度 PCB 使用製品を所有している事業者は、前年度における使用状況を、翌年度の 6 月末までに知事又は長野市長に届け出るとともに、計画的にその使用を中止する必要があります。また、使用中止後に高濃度 PCB 廃棄物となったものの処理は、本処理計画に定められた処分期間までに確実にかつ適正に処理するとともに、所定の期限までに知事又は長野市長に届け出る必要があります。

(3) 収集運搬事業者

収集運搬事業者は、収集運搬にかかわる事故の発生を防止し収集運搬を確実にかつ適正に実施するため、ガイドラインを遵守するとともに、北海道事業により高濃度 PCB 廃棄物を運搬する場合には JESCO が定める受入基準に従う必要があります。

8 その他の重要事項

(1) 低濃度 PCB 廃棄物の処理

低濃度 PCB 廃棄物は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度及び都道府県又は政令市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度を活用し、処理が進められています。

また、使用中の大型変圧器のうち、一定の条件を満たすものを洗浄することで無害化する技術である「課電自然循環洗浄法」の手順書が示されていることから、その周知を図っています。

(2) PCB 廃棄物処理事業を通じた広域的連携によるリサイクルの推進

PCB 廃棄物処理事業には、PCB 廃棄物の適正処理と処理残さ等のリサイクルの推進が求められており、このためには、環境関連産業の活用が必要です。また、北海道事業

の対象地域は広大で、1都1道18県の広域的な連携が重要となります。

こうしたことから、北海道事業を通じて、環境関連産業等も活用し、広域的な連携によるリサイクルの推進について情報交換等の取組を行います。

(3) 地元地方公共団体への協力

北海道事業における広域処理施設が設置されている北海道及び室蘭市は、PCB廃棄物の処理について重要な役割を果たしていることから、北海道及び室蘭市に対し可能な限り協力を行うこととします。

(4) 県が保有するPCB廃棄物及びPCB使用製品の処分委託及び廃棄

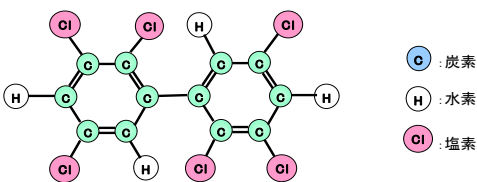
県が保有するPCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品については、特別措置法に基づく届出により保管及び所有の実態を把握し、処分期間内に確実に処分します。

(5) PCB廃棄物処理計画の進捗管理

本処理計画をより実効性のあるものとするため、毎年、計画の進捗状況について点検することとし、PCB廃棄物の見込量が大幅に変動した場合や国の基本計画に大きな変更があった場合等には、その都度、必要な見直しを行うこととします。

なお、この計画を変更したときは、県民、保管事業者及び所有事業者に周知するものとします。

用語（定義）

| 用語 | 解説 |
|-----------------------|---|
| ポリ塩化ビフェニル (PCB) | <p>【Polychlorinated biphenyl(ポリクロロビフェニル)】の略</p> <p>工業的に合成された油。化学的に安定、熱に強く燃えにくい、絶縁性にすぐれているなどの性質をもつことから絶縁油・熱媒体など幅広い分野で用いられた。しかし、毒性が判明し、日本では1972年（昭和47年）から製造・使用が禁止された。</p> <p>ベンゼン環が2つ結合し、その周りに1～10個の塩素が結合した構造をしている。塩素の結合位置や数の違いから、209種のPCBがある。</p>  |
| 変圧器 | <p>変圧器。発電所から送られてきた電気の電圧を変える装置。内部は絶縁油で満たされており、この油にPCBが使用されているものがある。</p> |
| コンデンサー （交流・直流） | <p>蓄電池。交流電力の無駄を省く機器。内部は、絶縁油で満たされており、この油にPCBを使用しているものがある。</p> <p>電池のふたつの極を導線でむすぶと、電流がプラス極からマイナス極へと流れる。このようにいつも同じ方向に同じ大きさで流れる電気を直流という。これに対して、電流の流れる方向と大きさが周期的に変わる電気を交流という。</p> |
| 絶縁油 | <p>電気の絶縁や発生熱の冷却のために、コンデンサー・変圧器・ケーブル等に用いられる油。原油から得られる鉱油と合成油がある。</p> |
| 感圧複写紙 | <p>油に溶かした染料をゼラチンなどで包んで微少なカプセルとし、これを紙に塗布した複写紙。カーボン紙を必要とせず、伝票などに用いられた。（ノーカーボン紙）</p> |
| カネミ油症事件 | <p>PCBに汚染された食用油（カネミ倉庫製の米糠油）を摂取したために生じた中毒症。にきび状の皮膚病変、吐き気・食欲不振・肝臓障害・脱力感などの症状を呈した。1968年（昭和43年）福岡県を中心に発生した。</p> |
| PCB廃棄物 | <p>PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの</p> |

| | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|
| 高濃度 PCB 廃棄物 | <p>一 PCB 原液が廃棄物となったもの</p> <p>二 PCB を含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれている PCB の重量の割合が 0.5%を超えるもの</p> <p>三 PCB が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもののうち PCB を含む部分に含まれている PCB の重量の割合が次の表の左欄に掲げる廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数値を超えるもの</p> <table border="1" data-bbox="491 517 1321 987"> <tr> <td data-bbox="496 524 948 703">1 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他 PCB が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの</td> <td data-bbox="952 524 1316 703">当該廃棄物のうち PCB を含む部分 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 710 948 981">2 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他 PCB が付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの</td> <td data-bbox="952 710 1316 981">当該廃棄物に付着し、又は封入された物 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム</td> </tr> </table> | 1 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他 PCB が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの | 当該廃棄物のうち PCB を含む部分 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム | 2 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他 PCB が付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの | 当該廃棄物に付着し、又は封入された物 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム |
| 1 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他 PCB が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの | 当該廃棄物のうち PCB を含む部分 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム | | | | |
| 2 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他 PCB が付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの | 当該廃棄物に付着し、又は封入された物 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム | | | | |
| 高濃度 PCB 使用製品 | <p>一 PCB 原液</p> <p>二 PCB を含む油のうち、これに含まれている PCB の重量の割合が 0.5%を超えるもの</p> <p>三 PCB が塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された製品のうち PCB を含む部分に含まれている PCB の重量の割合が次の表の左欄に掲げる製品の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数値を超えるもの</p> <table border="1" data-bbox="491 1330 1321 1612"> <tr> <td data-bbox="496 1337 948 1464">1 紙、木又は繊維その他 PCB が塗布され、又は染み込んだ製品</td> <td data-bbox="952 1337 1316 1464">当該製品のうち PCB を含む部分 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1471 948 1599">2 金属、ガラス又は陶磁器その他 PCB が付着し、又は封入された製品</td> <td data-bbox="952 1471 1316 1599">当該製品に付着し、又は封入された物 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム</td> </tr> </table> | 1 紙、木又は繊維その他 PCB が塗布され、又は染み込んだ製品 | 当該製品のうち PCB を含む部分 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム | 2 金属、ガラス又は陶磁器その他 PCB が付着し、又は封入された製品 | 当該製品に付着し、又は封入された物 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム |
| 1 紙、木又は繊維その他 PCB が塗布され、又は染み込んだ製品 | 当該製品のうち PCB を含む部分 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム | | | | |
| 2 金属、ガラス又は陶磁器その他 PCB が付着し、又は封入された製品 | 当該製品に付着し、又は封入された物 1 キログラムにつき 5 千ミリグラム | | | | |

| 用語 | 解説 |
|---|--|
| <p>環境事業団</p> <p>(日本環境安全事業株式会社)</p> <p>(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)</p> | <p>国の環境政策を実現するための事業を行っていた特殊法人。</p> <p>公害防止のための工場への集団移転事業や、融資事業、緑地の造成、環境NGOへの支援、廃棄物処分場の造成などの事業を全国で数多く手がけた。</p> <p>平成16年4月1日をもって解散し、PCB廃棄物処理事業は、日本環境安全事業(株)に、PCB廃棄物処理基金事業は、独立行政法人環境再生保全機構にそれぞれ承継された。</p> <p>平成16年4月1日「日本環境安全事業株式会社法」に基づき、環境事業団のPCB廃棄物処理事業を主な業務として承継する形で、国の全額出資により設立された特殊会社</p> <p>平成26年12月24日の法改正により、事故由来放射性物質に汚染された土壌や廃棄物の中間貯蔵が事業に追加されるとともに、日本環境安全事業株式会社から名称が変更された。</p> |
| 安定器 | 蛍光灯等で、安定した光を保つために用いる電気機器 |
| 柱上変圧器 | 電柱の上部に設置され、高電圧を一般家庭用の100Vに下げる変圧器 |
| 大型変圧器・コンデンサー | 環境省のPCB廃棄物の定義では、受電電圧が交流で600V、直流で750Vを超えるものを高圧とし、それ以下を低圧としている。 |
| 特別管理産業廃棄物 | 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの |
| ウエス | 【waste から「ぼろ布」の意】機械類の掃除などに使う布 |
| 汚泥 | 工場廃水や下水処理に伴って発生する泥状物 |
| PCB汚染物 | PCBが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された次のもの。「汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」 |

長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画における読み替え文書一覧表

| 読み替え語 | 正式名称等 | 備考 |
|--------|---|------------------|
| PCB | ポリ塩化ビフェニル | |
| 廃棄物処理法 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 昭和 45 年法律第 137 号 |
| 特別措置法 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 | 平成 13 年法律第 65 号 |
| 北海道事業 | 北海道において行う PCB 廃棄物の広域処理事業 | |
| 基本計画 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 | 国策定 |
| 15 県 | 東北、北関東、北陸及び甲信越の 15 県 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県) | |
| JESCO | 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 | |
| 広域協議会 | 北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会 | |
| 本処理計画 | 長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 | |
| 保管事業者 | PCB 廃棄物を保管する事業者 | |
| 保管量 | 保管事業者が保管する PCB 廃棄物の量 | |
| 発生量 | 今後 PCB 使用製品の使用が中止され、PCB 廃棄物として新たに発生することが見込まれる量 | |
| ガイドライン | 「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」 | |
| マニフェスト | 産業廃棄物管理票 | |

編集発行：長野県環境部資源循環推進課
〒380-8570（県庁専用番号）
長野市大字南長野字幅下 692-2
直通電話（廃棄物政策係） 026-235-7187
F A X 026-235-7259
Eメール junkan@pref.nagano.lg.jp